

家族介護用品購入費助成事業に関する【Q&A】

【質問】	【回答】
入院中（またはショートステイ利用中）に購入したおむつは助成の対象になりますか？	助成の 対象 になります。 ただし、90日までの入院（ショートステイ利用）が助成の対象です。 医療機関等のサブスクリプションサービス（定額購入制度）を利用して介護用品を購入した場合は助成の対象外となります。
入院期間（またはショートステイ利用期間）が90日を超えました。引き続き助成対象になりますか？	本事業は、在宅で生活する要介護者等を対象としているため、入院期間中などに助成を行うのは、あくまでも例外的な措置です。 入院期間などが90日を超えた場合は、その期間は助成対象外となりますので、その旨を担当課までお知らせください。
医療機関等で定額購入制度を利用しておむつを購入した場合、なぜ助成対象外となるのですか？	本事業は、在宅で介護を行うご家族の負担軽減を目的に行うものです。 入院期間中などに定額購入制度を使う場合、介護用品を購入する手間がなくなり、当該ご家族の負担は軽減されるため、助成対象外としています。
紙おむつの購入は、入院期間中に定額購入制度を利用していましたが、助成対象品目となる一部の商品は、家族で購入し、病院に持参していました。 この場合は、助成対象となりますか。	入院期間が90日以内であり、要介護（要支援）認定区分ごとの助成対象品目に該当すれば、助成対象となります。
購入店舗のポイントを使っておむつを購入しました。 この場合、助成の対象になりますか？	ポイントやクーポンの適用分、割引額は助成の対象外です。 （例）2,000円のおむつを購入した場合 500円分のポイント＋1,500円の現金等で支払った場合、手出し分の1,500円が助成の対象になります。
申請時に提出するレシートはコピーでも大丈夫ですか？	レシートの原本をご提出ください。
ネット通販（Amazonなど）でおむつを購入したので、レシートがありません。	購入したことが分かる領収書の画面等を印刷して申請書に添付してください。 商品名・購入額・購入日が記載されていることが必要です。
申請書の介護用品欄には、介護用品の正式な商品名を書かなければなりませんか？	正式な商品名ではなく、略称でも構いません。 （例）〇〇社薄型安心紙パンツ30枚 → 紙おむつ
1年間分をまとめて申請することはできますか？	1年間分をまとめて申請していただいても構いません。この場合の申請期限は、翌年度の4月30日になります。 その際、申請書についても1枚にまとめて記入していただいて問題ありません。
申請後、助成金はいつごろ支払われますか？	2か月後を目安に支給します。 支給日・支給額が決まり次第、決定通知書をお送りしますのでご確認ください。 ※支給時期は前後する場合がありますので、あくまでも目安です。
助成対象品目以外にも自宅で使用している介護用品があるのですが、助成対象用品に追加してもらうことはできますか？	一度、介護保険課までご相談ください。 すぐに助成対象用品とすることはできませんが、検討を行い、追加する場合は翌年度から助成対象品目に追加する対応を行います。